

令和2年7月31日

研究機関事務代表者 御中

国立研究開発法人日本医療研究開発機構  
経理部契約検査課

「Go To トラベルキャンペーン」の利用不可について

平素より弊機構の事業遂行にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記の件、令和2年7月22日より「Go To トラベルキャンペーン」が開始されておりますが、同キャンペーンは観光需要の喚起を目的としたものであり、研究活動等に伴う出張（同キャンペーンの実施の有無にかかわらず、研究活動等上の必要に基づき業務として行うもの）に対して同キャンペーンを利用することはその目的から外れますので、弊機構からの委託研究開発費・補助事業費等を財源とする出張においては「Go To トラベルキャンペーン」の利用は認められませんのでご注意ください。

以上

【ご参考】

- ・ Go To TRAVEL（仮称）について（経済産業省作成資料）  
[https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo/2020/downloadfiles/k200526002\\_04.pdf](https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo/2020/downloadfiles/k200526002_04.pdf)